

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の貸し付けについて、特例貸付を実施します。（貸付には審査があります。）

## 緊急小口資金（休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ◆対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※従来の低所得世帯等に限定した取扱いを拡大
- ◆貸付上限額 10万円以内 ※ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内
- ◆据置期間 1年以内 ※従来の2月以内とする取扱いを拡大
- ◆償還期限 2年以内 ※従来の1年以内とする取扱いを拡大
- ◆貸付利子 無利子

## 総合支援資金（失業された方等向け）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

- ◆対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※従来の低所得世帯等に限定した取扱いを拡大
- ◆貸付上限額 ・2人以上 月20万円以内  
・単身 月15万円以内
- ◆貸付期間 原則3ヶ月以内
- ◆据置期間 1年以内 ※従来の6月以内とする取扱いを拡大
- ◆償還期限 10年以内
- ◆貸付利子 無利子

## お問い合わせ先

春日市昇町3丁目101番地  
社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
電話 092-581-7225  
受付時間 平日 9時～16時

実施主体：福岡県社会福祉協議会

